

奈良県告示第四十三号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十八年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
日本郵政スタッフ株式会社 大阪支社	大和高田市大字大中九八 ―四 中南和県税事務所 高田窓口センター内	大和高田市片塩町一二番 五号 中南和県税事務所 高田窓口センター内